国の制度改正の概要

1　環境影響評価制度の経緯

【国の制度】

環境影響評価実施要綱（閣議アセス　S59）

環境影響評価法（H11）

基本的事項の改正（H17）
主務省令の改正（H18）

制度の見直し（H21）

2　基本的事項と主務省令の改正の概要

（1）メリハリのある的確な環境影響評価の項目・手法の選定（スコーピング）の強化

① 主務省庁により事業者に示されている「標準項目」及び「標準手法」について，それぞれ「参考項目」及び「参考手法」に変更。

② 「参考項目」及び「参考手法」を定める際に主務省庁が想定した事業内容を明確化。事業者は，自らの事業内容と一般的な事業の内容との相違を精査した上で，的確なスコーピングを行なう必要があることを明確化。

③ 事業者は「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ，自らの事業の事業特性や地域特性を十分に踏まえスコーピングを行なう必要があることを明確化。

（2）早期段階からの環境配慮の促進（事業の計画段階からの環境配慮の促進）

① 事業者は，方法書段階で事業の背景，経緯，必要性について明らかにするとともに，事業内容の具体化の過程で検討した様々な環境配慮に関する検討経緯も，「事業特性」として把握・整理する必要があることを明確化。

② 事業者は，環境保全措置の検討を段階的に行なっている場合には，検討を行なった段階ごとにその具体的な内容を明らかにする必要があることを明確化。

（3）「ベスト追求型」環境影響評価の促進（基準クリア型からベスト追求型へ）

① 事業者は，評価評価結果に至った検討経緯を明らかにする必要があることを明確化。

② 事業者は，環境保全措置の検討を段階的に行なっている場合には，検討を行なった段階ごとにその具体的な内容を明らかにする必要があることを明確化。（再掲）

（4）客観性・透明性・わかりやすさの向上（様々な根拠等の明確化）

① 事業者は，項目と手法の選定理由を明らかにする必要があることを明確化。また，専門家から助言を受ける場合，助言の内容及び当該専門家の専門分野を明らかにする必要があることを明確化。

② 事業者は，予測について，予測の前提条件と予測結果の対応関係を明らかにする必要があることを明確化。また，対象事業以外によりもたらされる将来の環境の状況を明らかにする必要があることを明確化。

③ 事業者は，評価について，結果に至った根拠や，基準・目標の適用の根拠を明らかにする必要があることを明確化。

④ 事業者は，代償措置についてその実施が可能と判断した根拠を明らかにする必要があることを明確化。

（5）不確実性に関する検討の強化

① 事業者は，予測の不確実性の検討として，必要に応じ前提条件を変化させ，それぞれの予測結果のばらつきの程度を把握する必要性があることを明確化。

② 事業者は，代償措置について，その効果の根拠を明らかにする必要があることを明確化。

③ 事業者は予測や対策に関する不確実性を補うために位置付けられている「事後調査」について，効果の不確実性が懸念される代償措置を講ずる場合や，事業着手後の環境状況を踏まえ環境保全措置を詳細化する場合も，事後調査の検討が必要であることを明確化。

（6）事業の多様化への対応

① 事業の一部として予定されている工事実施にあたっての工作物等の撤去･廃棄による環境影響や,工作物が一定時間経過後に撤去･廃棄されることが予定されている場合の環境影響についても環境影響評価の対象になることを明確化。

② 事業者は,予測時期の設定に当たって供用後に影響が最大となる時期や（現行規定では定常状態のみを規定），供用前であっても，一部供用が開始される場合にはそれによる影響を把握できる時期を予測時期として設定する必要があることを明確化。

③ 事業者は予測や対策に関する不確実性を補うために位置付けられている「事後調査」について，効果の不確実性が懸念される代償措置を講ずる場合や，事業着手後の環境状況を踏まえ環境保全措置を詳細化する場合も，事後調査の検討が必要であることを明確化。

（7）その他の改正の要点

① 「触れ合い活動の場」に関する環境影響評価項目について，活動が行われる施設の「状態」に加えて，「利用の状況」も環境影響評価の対象として拡大。

② 「廃棄物等」に関する環境影響評価の項目について，発生量の把握のみならず，最終処分量等の処理についても把握することを追加。（これにより，リサイクルや再生利用等の観点からの評価を追加。）

③ 環境影響評価の項目等の選定に当たって行なう地域の概況調査について，現在の状況のみならず，過去の状況の推移や将来の状況の把握を追加。調査法の選定にあたっても，これを勘案する必要があることを留意事項として追加。

④ 年間を通じた調査については，観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査期間を設定する必要があることを追加。

⑤ 工事により長期間にわたり環境影響を受けるおそれがある環境影響評価の項目について，環境基準が設定されている場合には，それとの整合性について検討される必要性があることを留意事項として追加。